

改正後	改正前
<p>問1 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の2（第142条において準用する場合を含む。）において、薬局開設者及び店舗販売業者は、その薬局又は店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることとされているが、</p> <p>① この名札には、姓のみを記載することで差し支えないと解してよいか。</p> <p>② 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知）においては、「登録販売者の名札には、単に「登録販売者」と記載するほかに、「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない」とされているところ、名札以外の掲示等の表示についても、同様に「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えないか。</p> <p>(答)</p> <p>① 「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成21年5月8日付け薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知）においては、名札には氏名を記載することとしており、姓及び名ともに記載されたい。ただし、<u>ストーカー被害やカスタマーハラスメントの防止等の観点から、薬局開設者及</u></p>	<p>問1 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の2（第142条において準用する場合を含む。）において、薬局開設者及び店舗販売業者は、その薬局又は店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることとされているが、この名札には、姓のみを記載することで差し支えないと解してよいか。</p> <p>(答)</p> <p>「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成21年5月8日付け薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知）においては、名札には氏名を記載することとしており、姓及び名ともに記載されたい。</p>

び店舗販売業者が適切に判断し、薬剤師、登録販売者又は一般従事者が氏名に代わって、姓のみ又は氏名以外の呼称を記載した名札を付けることを認めても差し支えないが、氏名以外の呼称としては、旧姓やビジネスネーム（仕事上で使用する名前であり、戸籍上の当該者の本名とは別の名前のこと。）等、社会通念上不適当でない呼称を用いさせること。

② 差し支えない。なお、局長通知において掲示すべき事項とされている「第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の情報の提供に関する解説」として、一般用医薬品の区分ごとに情報提供を行う者を分かりやすく掲示すること。